

内閣参質二〇〇第三五号

令和元年十月二十九日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する  
再質問に對し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員吉川沙織君提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する再質問に対する答

## 弁書

### 一について

御指摘の「当該正誤措置の内容」について、内閣府は、令和元年九月十九日に、都道府県、指定都市及び中核市の担当者に対し、連絡したところである。

### 二及び三について

先の答弁書（令和元年十月十五日内閣参質二〇〇第二号。以下「前回答弁書」という。）五及び六については、内閣府においては、実務を担う地方公共団体の担当者と連携して詳細な事務の進め方の検討や質疑応答集等の作成を行うとともに、地方公共団体に対する説明会の実施等により幼児教育・保育の無償化の制度の内容について説明を行い、その周知を図ってきたところであり、地方公共団体において当該制度の施行に際して準備が間に合わなかつた例は承知していない旨お答えしたものである。

御指摘の「両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例を制定し、いまだこれを改正していない地方自治体が存在するかどうか」について、現時点において把握していないが、今後、適切に把握してまいりた

い。

#### 四及び五について

お尋ねについては、前回答弁書九及び十についてでお答えしたとおりである。

#### 六について

お尋ねの「背景」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件が発生した原因については、前回答弁書十二についてでお答えしたとおりである。